

加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業
維持管理業務委託契約書（案）

- 1 業務の名称 加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業 維持管理業務
- 2 業務対象地及び対象施設 別紙 1
- 3 業務内容の内訳 別紙 2
- 3 期 間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 4 業務委託料 ●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円)
- 5 契約保証金 ●●●円
(業務委託料の 10 分の 1 以上とする。)

加古川市（以下「甲」という。）と代表企業【●●●●】（以下「乙」という。）は、加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業基本協定（以下「協定」という。）第 2 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり維持管理業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約で使用する用語は、本契約で特に定義する場合を除き、協定で定義した意味を有するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 所在地 加古川市加古川町北在家 2 0 0 0
名 称 加古川市
代表者 加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市かわまちづくり賑わい交流拠点整備運営事業
[代表企業]
所在地
名 称
代表者

(総則)

- 第1条 乙は、甲が定める本契約及び仕様書に基づき、業務を実施しなければならない。
- 2 乙は募集要項等及び事業者提案に従って別紙2で定めるとおりの維持管理業務（以下「本件業務」という。）を行う。
- 3 乙は本件業務に対する苦情については、誠意をもって対応するものとし、その処置については甲に報告するものとする。ただし、その内容が重要なものについては、甲の指示を仰ぐものとする。

(責任者)

- 第2条 乙は、募集要項等及び事業者提案に従い、維持管理業務の監督指導するため維持管理業務責任者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。維持管理業務責任者に異動が生じたときも同様とする。

(業務計画書)

- 第3条 乙は、契約締結後速やかに業務工程表を含む業務計画書を作成し、甲に提出してその承諾を受けなければならない。

(権利業務の譲渡等)

- 第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、協定第2条第6項をもとに、構成企業である【●●●●】に本契約の一部を再委託することを除き、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 前項に規定する場合において、乙が本件業務業務の処理を他に委託し、又は請け負わせる場合にあっては、第11条第1項第5号イからホまでのいずれかに該当する者を乙とする契約を締結してはならない。
- 3 乙は、本件業務を第三者に委託する場合でも、本契約による一切の責めを免れることはできない。

(委託業務の調査等)

- 第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本件業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議してこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が合理的な増加費用が発生し又は損害を受けたときは、甲は当該増加費用又は損害を負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。ただし、乙の責めに帰すべき事由による場合には、当該増加費用又は損害は乙が負担するものとし、法令変更又は不可抗力による場合には、次条第2項又は第3項の定めによるものとする。

(損害等の負担)

- 第8条 本件業務に起因し発生した費用又は損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙が負担するものとする。ただし、その費用又は損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、その費用又は損害は甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定める。
- 2 本契約の締結後において、法令等の変更等により、本件業務の実施に関して乙に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更が発生した場合には、次の各号にかかわらず委託料額に係る消費税率の増加分を甲が負担する。
- (1) 本件業務又は甲が所有する業務対象施設の維持管理に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、甲が当該増加費用を負担する。
- (2) 前号に該当せず、業務対象施設の維持管理に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う

乙による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、甲が当該増加費用を負担する。

- (3) 前2号に該当しない法令等の変更等の場合には、乙が当該増加費用を負担する。ただし、本件業務の遂行上重大な支障があると認められる場合には、甲及び乙は当該増加費用の負担について協議する。
- 3 本件業務に関して発生した不可抗力による増加費用及び損害額（乙が当該不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、不可抗力の事由による年度毎の損害の累計額が、不可抗力の事由の発生した年度における本件業務に係る委託料の100分の1相当額に至るまでは乙がこれを負担し、100分の1を超える額についてはこれを甲が負担する。

(業務の報告等)

第9条 乙は、本件業務の実施結果を業務報告書として任意様式でとりまとめ、当該月の翌月10日以内に甲に提出すること。甲は業務報告書が業務計画書に適合することを確認し、確認結果を乙に書面にて通知する。

- 2 甲は、業務報告書を確認した結果が業務計画書に示すものと適合しないと認めたときは、乙に対しその作業の手直しを命ずることができる。この場合の経費は乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による甲の確認を受けたときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払いを請求することができる。ただし、支払いは月払いとし、各月の支払い金額は業務委託料を契約期間の月数で除した●●●円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ●●●円）とする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、当該請求書を受領した日から30日以内にその委託料を支払うものとする。

(甲の契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙に債務不履行があった場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき。
- (4) 前2号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が加古川市における暴力団排除の推進に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 乙が資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

(6) 次年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合及び乙に債務不履行等があったとき。

(7) 次年度以降において、甲において予算の減額又は削除があったとき。

2 前項の規定により本契約を解除した場合において、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する。

3 第1項第1号から第4号の規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は第1項の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の契約の解除)

第12条 乙は甲が債務の履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。

2 前項の規定による場合が、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前項による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第13条 甲は、本契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第11条第1項第1号から第6号の規定に該当するときには、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、その支払期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金額につき当該未納付発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額の遅延金を徴収するものとする。

(誓約書の提出等)

第14条 乙は、甲に対し、本契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 乙が第11条第1項第5号イからホまでに該当しないこと。

(2) 再委託契約等を締結するに当たり、第11条第1項第5号イからホまでに該当する者を再委託契約等の乙としないこと。

(3) 乙が、前2号に違反したときには、第11条第1項第5号に基づく契約の解除、前条に基づく違約金の請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。

2 乙は、再委託契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約等の乙に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを甲に提出しなければならない。

(契約保証金の還付等)

第15条 甲は、第9条第1項に規定する業務報告書が本契約期間内の全ての月において確認できたときは、直ちに乙に頭書の契約保証金を還付しなければならない。

2 第11条第1項の規定により、甲が本契約を解除したときは、頭書の契約保証金は甲に帰属するものとする。

3 第13条に規定する違約金を乙が納付しなければならない場合は、甲は頭書の契約保証金をもって当該違約金に充当することができる。

(乙の催告による解除権)

第16条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により契約の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定による業務の履行の一時中止期間が委託期間の10分の5（委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 乙の業務怠慢等により公共ゾーンの利便性や安全性が著しく低下する等して第三者に損害を与えた場合。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 業務期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項に定める場合（前項の規定により第2項に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から甲が支払い済の業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該事由発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額とする。なお、遅延日数には、検査に要した日数を算入しない。

(乙の損害賠償請求等)

第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第10条第2項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該未受領発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(警察への協力)

第21条 乙は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、甲に報告するとともに兵庫県加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託契約等の乙が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(秘密の保持)

第22条 乙は、業務の処理上知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所等)

第23条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続きの管轄については、甲の事務所所在地を管轄する加古川簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(定めのない事項)

第24条 本契約に定めのない事項については、甲乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(別紙 1) 業務対象地及び対象施設

(別紙2) 業務内容の内訳

※要求水準書及び事業者提案をもとに記載する。